

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第18号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）					別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）				
1 略					1 略				
2 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号給対応表					2 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級		2 級	特2級	3 級	4 級
略					略				
74	<u>53</u>	略			74	<u>54</u>	略		
75	<u>54</u>								
76	<u>54</u>								
77	<u>55</u>								
78	<u>55</u>								
79	<u>56</u>								
80	<u>56</u>								
81	<u>57</u>								
82	<u>58</u>								
83	<u>59</u>								
略					略				
102	<u>65</u>	略			102	<u>66</u>	略		
略					略				
107	<u>66</u>	略			107	<u>67</u>	略		
108	<u>66</u>								
略					略				
112	<u>67</u>	略			112	<u>68</u>	略		
113	<u>67</u>								
					113	<u>68</u>			

114	<u>67</u>	
略		
117	<u>68</u>	略
118	<u>68</u>	
119	<u>68</u>	
120	<u>68</u>	
121	<u>69</u>	
122	<u>69</u>	
123	<u>70</u>	
124	<u>70</u>	
略		

備考
略

114	<u>68</u>	
略		
117	<u>69</u>	略
118	<u>69</u>	
119	<u>69</u>	
120	<u>70</u>	
121	<u>70</u>	
122	<u>70</u>	
123	<u>71</u>	
124	<u>71</u>	
略		

備考
略

別表第8 降格時号給対応表 (第22条関係)

- 1 略
- 2 中学校及び小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級(特2 級から降格 した場合)	2級(3級 から降格し た場合)	3級	
略					
53	<u>74</u>	略			
54	<u>76</u>				
55	<u>78</u>				
56	<u>80</u>				
57	<u>81</u>				
58	<u>82</u>				
59	<u>83</u>				
略					
65	<u>102</u>		略		
66	<u>108</u>				
67	<u>114</u>				

別表第8 降格時号給対応表 (第22条関係)

- 1 略
- 2 中学校及び小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級(特2 級から降格 した場合)	2級(3級 から降格し た場合)	3級	
略					
53	<u>73</u>	略			
54	<u>74</u>				
55	<u>75</u>				
56	<u>76</u>				
57	<u>78</u>				
58	<u>80</u>				
59	<u>82</u>				
略					
65	<u>101</u>		略		
66	<u>106</u>				
67	<u>111</u>				

68	120
69	122
70	124
略	

備考
略

別表第10 休職期間等換算表（第35条関係）

事 由	引き続き勤務しない期間 についての換算率
略	略
大学院修学休業	
勤務時間等条例第11条に規定する介護休 暇	
専従許可	略
条例第29条第2項及び教育公務員特例法 第14条の休職並びに勤務時間等規則第12 条第1項第2号に規定する負傷又は疾病 による病気休暇	略
略	

68	116
69	119
70	122
略	

備考
略

別表第10 休職期間等換算表（第35条関係）

事 由	引き続き勤務しない期間 についての換算率
略	3分の3以下
大学院修学休業	
専従許可	略
勤務時間等条例第11条に規定する介護休 暇	2分の1以下
条例第29条第2項及び教育公務員特例法 第14条の休職並びに勤務時間等規則第12 条第1項第2号に規定する負傷又は疾病 による病気休暇	略
略	

附 則

（施行期日等）

- この規則は、平成28年12月27日から施行する。ただし、別表第10の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（別表第10の規定を除く。）は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 前項に規定するもののほか、この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇

給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、同項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

5 改正後の別表第10の規定は、平成29年1月1日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。